制度改革、自助努力の両面から地域経済、観光の活性化を

地域の声を代弁する衆議院議員として、八面六臂（ろっぴ）の活躍を続ける中野正志氏。現在、自民党国土交通部会長を務める中野氏に、昨年の税制調査会で決定した19年度中小企業関係税制改革の内容、地方における観光振興の施策、地域空港利用促進の手立てなどについて聞いた。

衆議院議員
自民党国土交通部会長
中野 正志 氏

なかの・まさし
昭和23年生まれ。塩釜市出身。東北学院大学卒業後、衆議院議員秘書、県議会議員を経て、平成8年衆議院議員選挙初当選。12年に再選を期すも惜敗。15年比例区にて復活当選を果たす。国土交通大臣政務官、自民党国土交通部会長。

――平成19年度中小企業関係税制改正のポイントを教えてください。

中野 自民党税制調査会では、中小企業の活性化を図るため、「経営基盤強化」、「事業承継の円滑化」、「その他の支援」の3つの側面から抜本的な見直しを行いました。

経営基盤強化策としては①減価償却制度の見直し②特定同族会社の留保金課税制度の見直し③中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置④中小企業等基盤強化税制の延長の4項目。①には、国際競争力強化の観点から、償却可能限度額（現行95％）を撤廃するなどの内容が盛り込まれています。②は、資本金または出資金1億円以下の特定同族会社を留保金課税の適用対象から除外するというもの。③は、地域産業資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置（30％の特別償却または7％の税額控除）を創設するもの。また、中小小売・卸・サービス業にも同様の措置を講じるとしたのが④です。

事業承継の円滑化策としては、⑤相続時精算課税制度の自社株式特例の創設、⑥種類株式の評価方法の明確化を掲げています。⑤は、これまで相続時精算課税制度の対象とならなかった60歳（本則65歳）以上の中小オーナー経営者が、後継者である子どもに、平成19年1月1日から20年12月31日までの間に、取引相場のない株式等を贈与する場合、非課税枠が3000万円（本則2500万円）となる特例を創設するという内容、⑥は配当優先の無議決株式を含む3類型の株式について、その評価方法を明確化するというもの。⑦の非上場株式等にかかわる税制面の措置は課税の公平性に留意、相続・贈与税制全体のあり方とともに、今後、幅広く検討することとしています。

さらに、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得を現行の800万円から1600万円に引き上げる、商工中金民営化後も、中小企業への円滑な資金供給が行われるよう、税制において適切な措置を講じるなどの支援策も示しています。

――国土交通部会長として、観光施策をどう見ますか。

中野 インバウンド、アウトバウンドともに好調な大都市圏に対し、地方都市圏はまだまだ弱いのが現状です。経済が十分に回復していない地方では、国内観光の活性化からスタートするのがいいでしょう。宮城は、平成20年のデスティネーションキャンペーンに参加を表明しています。県内各地の温泉地などで、若い世代が新たな発想でチャレンジしている例が出てきていますが、そうした魅力をこの機に乗じて広め、キャンペーンが終わっても持続させていくことが大切だと思います。

――農業と観光の融合を図るには。

中野 農業も19年度から制度改革が始まり、稼業的な農業から事業的な農業へのシフトが図られていきます。その際、定年退職者や意欲ある若者など、新しい血液を導入すれば、地域が良い方向に変わっていくのではないかと期待しています。

――地方空港利用促進の手立ては。

中野 着陸料、駐機料の問題を見直さない限り地方空港が立ち行かないのは確かですが、自治体も地元経済界も、もっと誘客のための知恵を出さないと。そして、国土交通部会長の私に問題提起し、政治を動かしていこうとするぐらいの意欲を持ってほしいと思います。

牛たん焼きを仙台名物にしたお店
味の牛たん 喜助